

# 国税庁が質疑応答事例を更新

January 2025

## In brief

2024年11月27日、国税庁は質疑応答事例を更新し、新たに追加された27事例(所得税2事例、源泉所得税1事例、譲渡所得2事例、相続税4事例、財産の評価1事例、法人税12事例、消費税2事例、印紙税3事例)をウェブサイトで公表しました<sup>1</sup>。本号では、新たに追加された法人税関連の質疑応答事例のうち、以下の8の事例について、実務上の留意も踏まえて解説します。

## In detail

### 1. 法人税関連の追加事例の概要

法人税関連の12の追加事例は、下記の項目の内容を含み、2024年度(令和6年度)税制改正により見直された、賃上げ促進税制における、中堅企業向け措置の適用判定に係る事例(組織再編成があった場合の特定法人の判定について(従業員数の調整の有無))も触れています。

項目	追加された事例
組織再編成に係る適格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併法人と被合併法人の特定役員を兼務している場合の特定役員引継要件について</li> <li>・分割型分割における分割法人の株主等について、実質的な権利者が存在する場合の株式あん分交付要件について</li> </ul>
適格合併に係る欠損金の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適格合併を行った場合の青色欠損金額の引継ぎ(合併法人の白色申告事業年度において生じた欠損金額とみなされた場合)</li> </ul>
組織再編が行われた場合の政策税制の適用判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年に組織再編成があった場合の適用除外事業者の該当性について</li> <li>・組織再編成があった場合の特定法人の判定について(従業員数の調整の有無)</li> </ul>
グループ通算制度への加入法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ通算制度に加入する法人に対する時価評価の適用免除要件について(従業員継続要件の「完全支配関係がある法人」の該当性について)</li> </ul>
法人課税信託における受益者等の課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人課税信託において受益者等が存することとなった場合のその受益者等の課税関係について</li> </ul>
子会社株式簿価減額特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国子会社からの配当が外貨で行われた場合における子会社株式簿価減額特例の適用免除基準(2,000万円基準)について</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残余財産がない破産法人の破産手続終結の決定があった場合における当該破産法人に対する金銭債権の貸倒れ</li> <li>・農事組合法人が前期繰越剰余金の額を含む従事分量配当金額を組合員に支出する場合における法人税法第60条の2の適用について</li> <li>・解散法人の残余財産が零となる事業年度の「残余財産がないと見込まれるとき」(法第59④)の判定について</li> <li>・公益法人等が動画配信サービスを行うプラットフォームに動画コンテンツを提供し、収入を得る場合の課税関係</li> </ul>

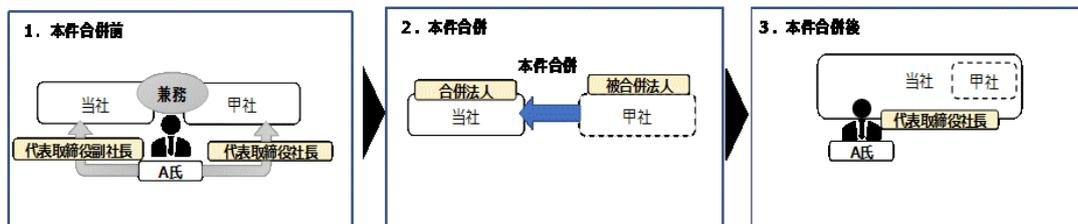
<sup>1</sup> <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shinki.htm>

## 2. 組織再編成に係る適格要件

### (1) 合併法人と被合併法人の特定役員を兼務している場合の特定役員引継要件について

支配関係が無い法人間の合併では、共同事業要件の充足により適格合併として取り扱われることになり、共同事業要件の1つに特定役員引継要件があります。特定役員引継要件は、「合併前の被合併法人の特定役員のいずれかと合併法人の特定役員のいずれかが合併後に合併法人の特定役員となることが見込まれていること」と規定されており(法令4の3④二)、被合併法人で経営参画していた者のいずれかと、合併法人で経営参画していた者のいずれかが、合併後の合併法人において共同して経営参画することが見込まれることが要求されているものと考えられています。

本事例では、A氏が合併法人である当社と被合併法人である甲社の特定役員を兼務していましたが、特定役員引継要件の規定は両法人の特定役員が同一者である場合を排除するものではないことから、特定役員引継要件を満たすこととなつてしています。なお、名目的な特定役員である場合などには、適格要件を形式的に満たすためだけに兼務させたのではないかと見る余地もある、として注意を喚起しています。

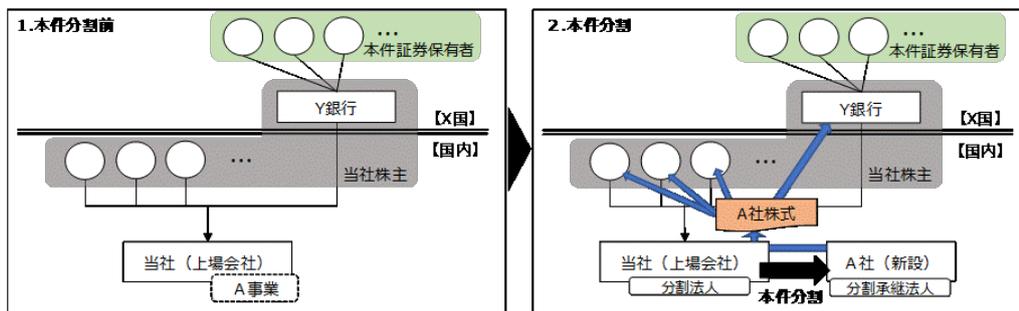


(出所: 国税庁 質疑応答事例 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shinki.htm>)

### (2) 分割型分割における分割法人の株主等について、実質的な権利者が存在する場合の株式あん分交付要件について

上場している内国法人が、スピンオフの手法でA事業を独立させるため、単独新設分割型分割(以下、「本件分割」)により、新たにA社を設立するため、分割法人(当社)は分割対価資産としてA社株式を本件分割の日において、剰余金の配当により当社株主に当社株式の保有割合に応じて交付します。

本件分割が適格分割と取り扱われるためには、分割型分割に該当する分割<sup>2</sup>で、分割対価資産として分割承継法人又は分割承継親法人のうちいずれかの法人の株式が交付される場合、株式あん分交付要件(分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数割合に応じて交付されるものであること)を充足することが必要とされています(法法22の十一括弧書)。この他に、分割法人の当該分割前に行う事業を当該分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として、非支配要件その他の要件も充足することが求められます(法法22の十一二、法令4の3⑨)。



(出所: 国税庁 質疑応答事例 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shinki.htm>)

本事例では、分割法人の株主等に、株主名簿に記載された者に代わって他に当該分割承継法人等の株式等に係る権利を有する者がいるため、株主名簿に記載された者(X国のY銀行)又は実際に権利を有する者(本件証券保有者)のいずれを株式あん分交付要件の判定の基礎となる「株主等」とするかが問題とされました。Y銀行にA社株

<sup>2</sup> 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産の全てが当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの分割、又は無対価分割(法法22の九)。

式をあん分交付されることで、本件証券保有者には A 社株式が直接交付されないものの、株式に係る諸権利(配当の受領権、株主総会の議決権等)の行使を本件証券保有者に代わって Y 銀行が行使するという関係下で Y 銀行が A 社株式の交付を受けていれば、実際の権利者である本件証券保有者に A 社株式が交付されているものとして取り扱って差し支えないとしています。

### 3. 組織再編が行われた場合の政策税制の適用判定

#### (1) 過去 3 年に組織再編があった場合の適用除外事業者の該当性について

租税特別措置法で規定されている中小企業向け政策税制では、中小企業者のうち適用除外事業者(措法 42 の 4 ⑯八)に該当するものは適用対象から除外されています。適用除外事業者は、事業年度ごとに判定され、その判定しようとする事業年度開始の前 3 年以内に終了した各事業年度(基準年度)の所得金額の年平均額(以下、「判定所得金額」)が 15 億円を超える法人で、基準年度に組織再編成等の一定の事由がある場合は以下のように調整計算が行われ、判定所得金額が算定されます(措法 42 の 4 ⑯八)。

#### 【判定所得金額】

(各基準年度の所得金額の合計 - 欠損金の繰戻し還付制度の適用を受けた欠損金額 + 合併等調整額) ÷ 3

「合併等調整額」が算定される一定の事由には、特定合併等が含まれ(措令 27 の 4⑯)、特定合併等は支配法人間の合併等(合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継)で事業を移転するものうち、基準日<sup>3</sup>から判定対象年度開始の日までの間に行われたもの等をいいます(措令 27 の 4⑳一)。「合併等調整額」は対象特定合併等<sup>4</sup>に係る修正基準期間<sup>5</sup>(又は被合併法人等の設立事業年度)の所得の金額の合計額をいいます(措令 27 の 4⑯三〇)。

本事例では、A 社が当期(X4 期)において A 事業及び B1 事業を行う中小企業者に該当し、X2 期に完全支配関係がある B 社から分割によって B1 事業の移転を受けていることから、適用除外事業者の該当性の判断が求められたものです。なお、A 社、B 社のいずれも設立後 10 年超の内国法人であり、グループ通算制度の適用、基準年度における欠損金の繰戻し還付制度の適用は無いという前提です。

	X1.1.1	X2.1.1	X3.1.1	X4.1.1
	X 1 期	X 2 期	X 3 期	当期 (X 4 期)
<b>B 社</b>	B 社の所得：5 億円 B 2 事業 B 1 事業	B 社の所得：5 億円 B 2 事業 B 1 事業	B 社の所得：3 億円 B 2 事業	B 2 事業
完全支配関係		本件分割により (X2.7.1)	B 1 事業の移転	
<b>当社(A 社)</b>	A 社の所得：10 億円 A 事業	A 社の所得：13 億円 B 1 事業 A 事業	A 社の所得：15 億円 B 1 事業 A 事業	B 1 事業 A 事業

(出所: 国税庁 質疑応答事例 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shinki.htm>)

A 社の判定所得金額における「合併等調整額」の算定に当たっては、まず本事例が基準日(X1.1.1)から判定対象年度開始の日(当期の開始の日:X4.1.1)までに行われた完全支配関係がある法人間でされた分割であるため、「特定合併等」に該当することから、修正基準期間(分割法人である B 社の X1 期)の所得 5 億円が「合併等調整額」に該当することになります。従って、A 社の判定所得金額は 14.33 億円((X1 期 10 億円 + X2 期 13 億円 + X3

<sup>3</sup> 適用年度開始の前 3 年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日。

<sup>4</sup> 特定合併等に係る被合併法人等の事業年度を当該特定合併等に係る合併法人等の事業年度とみなしたならば判定法人の事業年度とみなされることとなる事業年度を有する各被合併法人等のそのみなされることとなる基因となった特定合併等。

<sup>5</sup> 被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人、移転法人又は被承継法人)の基準期間のうち特定合併等の日の前日までの期間内に終了した事業年度。

期 15 億円一欠損金の繰戻し還付制度の適用を受けた欠損金額 0 円 + 合併等調整額 5 億円) ÷ 3) と計算され、15 億円を超えないため、適用除外事業者には該当しないとしています。

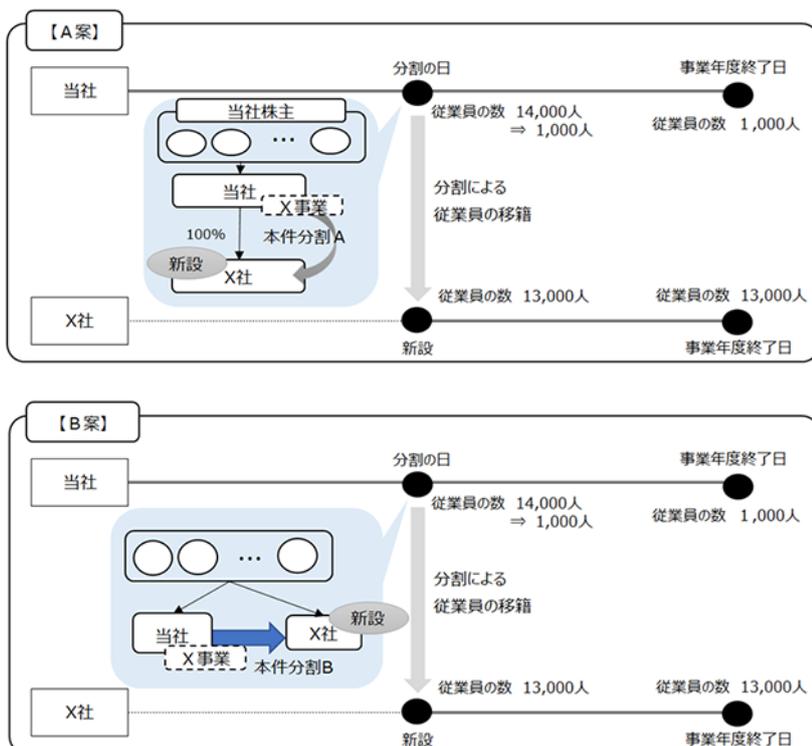
一方の B 社については、移転した事業に係る所得に相当する金額を遡って減算するような調整は行わないこととなり、判定所得金額は 4.33 億円 ((X1 期 5 億円 + X2 期 5 億円 + X3 期 3 億円 - 欠損金の繰戻し還付制度の適用を受けた欠損金額 0 円) ÷ 3) と計算され、15 億円を超えないため、適用除外事業者には該当しないとしています。

上記のように、分割や事業の一部移転の場合も、合併の場合と同様に、修正基準期間における分割法人等の所得が合併等調整額として加算されることとなるため、注意が必要です。

## (2) 組織再編成があった場合の特定法人の判定について(従業員数の調整の有無)

令和 6 年度税制改正により、賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)において新たに中堅企業向け措置が導入され、事業年度終了時において「特定法人」に該当することが当該措置の適用要件の 1 つとされています(措法 42 の 12 の 5②)。「特定法人」とは、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の法人で、その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の常時使用する従業員数の合計数が 10,000 人を超えるものは除かれます(措法 42 の 12 の 5⑤十)。

本事例では、今後のグループ内組織再編(分社型分割(A 案)、又は分割型分割(B 案))による中堅企業向け措置の適用対象である「特定法人」の該当性への影響が問題とされました。いずれの場合も、分割後に分割法人(当社)の従業員数は 1,000 人、分割承継法人(X 社)の従業員数は 13,000 人となります。

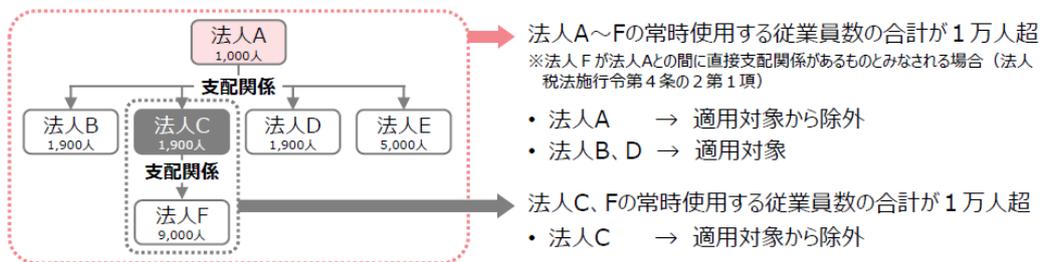


(出所: 国税庁 質疑応答事例 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shinki.htm>)

「特定法人」の該当性の判定においては、中堅企業向け措置の適用事業年度(以下、「適用事業年度」)以前に組織再編が行われた場合も、「常時使用する従業員の数」について一定の調整計算を行うとする規定は存在せず、適用事業年度終了時の従業員数で判定します。A 案では、分割法人の従業員数は 2,000 人を超えていませんが、完全支配関係がある分割承継法人の従業員数も合計して判定を行うため、「特定法人」には該当しないこととなります。B 案では分割法人と分割承継法人間には支配関係が存在しないため、分割法人の従業員数は 1,000 人とな

り、「特定法人」に該当することになるとしています。なお、経済産業省が公表している「賃上げ促進税制」御利用ガイドブックでは、下記のとおり設例により、「特定法人」の該当性の判定を示しています。

中堅企業向け措置を適用する場合には、グループ企業における支配関係、組織再編前後での支配関係の変動、グループ企業それぞれでの従業員数を確認し、適用要件の充足の可否を見極める必要があります。



(出所: 経済産業省「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6\\_chinagesokushinzeisei/r6chinagesokushinzeisei\\_gb\\_20241016.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6_chinagesokushinzeisei/r6chinagesokushinzeisei_gb_20241016.pdf))

#### 4. グループ通算制度への加入法人

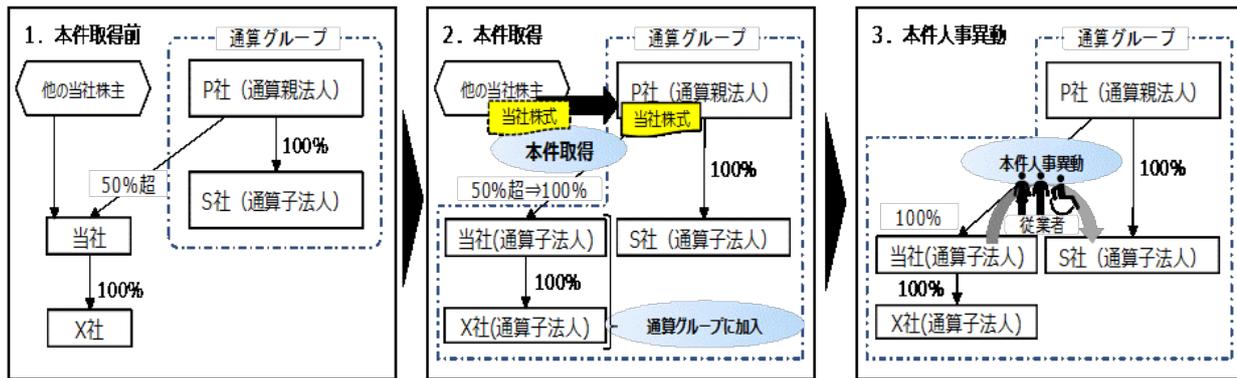
**グループ通算制度に加入する法人に対する時価評価の適用免除要件について(従業者継続要件の「完全支配関係がある法人」の該当性について)**

通算グループに加入する内国法人が、時価評価除外法人に該当する場合は、加入に伴う時価評価資産の時価評価は不要とされます(法法64の12①)。この適用を受けるためには、①従業者継続要件(その法人の完全支配関係を有することとなる時の直前の従業者のうち、その総数のおおむね80%以上に相当する数の者がその法人の業務(その法人との間に完全支配関係がある法人の業務を含む)に引き続き従事することが見込まれていること)、②事業継続要件(その法人の完全支配関係を有することとなる前に行う主要な事業がその法人(その法人との間に完全支配関係がある法人を含む)において引き続き行われることが見込まれていること)のいずれの要件も充足する事が必要とされます。

①の従業者継続要件について、「完全支配関係がある法人」とは、通算親法人による完全支配関係が生ずる前の資本関係下の法人をいうのか、通算親法人による完全支配関係が生じた後の資本関係下の法人をいうのが問題とされました。

従業者継続要件については、支配関係がある法人間で行われる組織再編成(特に株式交換等)の適格要件と同様の要件とする趣旨で設けられたものと解され、組織再編成の前後で経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には課税関係を継続させることが適当であるという適格要件の趣旨を踏まえると、その完全支配関係が構築されているグループ全体からすれば、そのグループ内で一定数の従業者の従事が継続している場合には経済実態に実質的な変更がないと考えられるため、通算親法人による完全支配関係が生じた後の資本関係下の法人をいうと解することが合理的であるとしています。

本事例では、通算グループのP社がまず当社(及びX社)を100%子会社化し、当社(及びX社)がP社の通算グループに加入後、当社の従業員の一部(100人中40人)をS社に異動させ、S社の業務に従事させることが予定されています。「完全支配関係がある法人」が、通算親法人による完全支配関係が生ずる前の資本関係下の法人と解する場合には、X社以外の法人への異動は、従業者継続要件を充足しないこととなりますが、通算親法人による完全支配関係が生じた後の資本関係下の法人と解する場合には、P社、S社及びX社のいずれの法人への異動も従業者継続要件を充足することとなります。後者の解釈がより合理的であるとの判断の下、本事例の従業員の異動は従業者継続要件を充足し、当社及びX社は時価評価除外法人に該当することになるとしています。



(出所: 国税庁 質疑応答事例 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shinki.htm>)

## 5. 子会社株式簿価減額特例

### 外国子会社からの配当が外貨で行われた場合における子会社株式簿価減額特例の適用免除基準(2,000万円基準)について

子会社株式簿価減額特例(以下、「本特例」)では、子会社からの対象配当等の額<sup>6</sup>と同一事業年度内配当等の額<sup>7</sup>の合計額が2,000万円を超えない(以下、「本件金額基準」)場合には、本特例の適用が免除されます(法令119の3⑩四)。子会社が外国法人で配当が外貨で支払われた場合の本件金額基準の円換算方法については、法人税基本通達2-3-22の7(他の法人等が外国法人である場合の円換算)において特段記載がされておられません。この点、法人税法第61条の8第1項<sup>8</sup>では、剰余金の配当を含む外貨建取引の円換算額は、その外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額とすることとされているため、外貨建取引に該当する剰余金の配当が本件金額基準に該当するかについてもこの円換算の方法により判定することとしています。そして、外貨建取引の円換算について、法基通13の2-1-2(注)2<sup>9</sup>において継続適用を条件として使用できるとされる、取引日の属する月の前月の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売買の仲値による円換算の方法も認められることとなっています。

本事例では、配当効力発生日の為替レートで円換算した場合には、本件金額基準に該当せず(2,000万円超となる)、本特例が適用されることとなりますが、配当効力発生日の属する月の前月平均の為替レートで継続して円換算を行い収益計上する場合は本件金額基準により、本特例の適用が免除されるとしています。

## 6. その他

### (1) 残余財産がない破産法人の破産手続終結の決定があった場合における当該破産法人に対する金銭債権の貸倒れ

本事例は、破産法人に対する金銭債権について、破産手続終結の決定があった日の属する事業年度における当該金銭債権に係る貸倒損失の損金算入の可否について照会されました。当該破産法人は破産管財人から配当金額

<sup>6</sup> 親法人が一定の支配関係にある子法人から受ける配当等の額から、完全支配関係内みなし配当等の額(他の法人にみなし配当事由が生じたことに基因して配当の金額とみなされる金額を除いた金額)。

<sup>7</sup> 対象配当等の額を受ける日の属する事業年度開始の日(又は特定支配関係発生日のいずれか遅い日)からその受ける直前までに受けた他の配当等の額(完全支配関係内みなし配当等の額を除く)。

<sup>8</sup> 内国法人が外貨建取引(外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れ、剰余金の配当その他の取引をいう)を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額(外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう)は、当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額とする。

<sup>9</sup> 上記の円換算に当たっては、継続適用を条件として、当該外貨建取引の内容に応じてそれぞれ合理的と認められる次のような外国為替の売買相場(以下この章において「為替相場」という。)も使用することができる。

(1) 取引日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信買相場若しくは電信売相場又はこれらの日における電信売相場の仲値

(2) 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信買相場の仲値、電信買相場又は電信売相場の平均値

が零円であることの証明を受けていないものの、破産手続終結の決定時点において、残余財産が存在しないとされています。

法人税基本通達 9-6-1<sup>10</sup>は、金銭債権が消滅することとなる事実が発生した場合（法的手続における裁判所の更生計画認可等若しくは特別清算に係る協定認可の決定、又は、当事者間における合意内容の合理性が客観的に担保される状況の下での合意）には、金銭債権の資産価値が客観的な事由により消滅したものと見え、その事由の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する旨を定めています。破産手続終結の決定は法人税基本通達 9-6-1 の（金銭債権を消滅させる）法的手続に含まれていませんが、これは、破産法における法人の破産手続においては配当されない部分の金銭債権を法的に消滅させる手続がないとの理由によります。

破産法人に残余財産が存在しないときは、破産手続廃止の決定又は終結決定により法人が破産法人に対して有する金銭債権もその全額が消滅したとするのが相当であると解され、従って、残余財産が存在しない破産法人について破産手続終結の決定があった場合、破産手続終結の決定があった日の属する事業年度において貸倒れとして損金算入することになるとしています。

## **(2) 解散法人の残余財産が零となる事業年度の「残余財産がないと見込まれるとき」(法法 59④)の判定について**

法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、期限切れ欠損金額を基礎として計算した金額に相当する金額を、その清算中に終了する各事業年度（以下、「清算事業年度」）の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます（法法 59④）。法人税基本通達 12-3-8（残余財産がないと見込まれることの意義）では、清算事業年度終了の時ににおいて債務超過の状態にあるときは、「残余財産がないと見込まれるとき」に該当することが明らかにされています。

本事例では、清算事業年度終了時に、実態貸借対照表（法人の有する資産・負債の価額（時価ベース）で作成された貸借対照表）における資産及び負債の価額が同額（残余財産が零）となるため、「残余財産がないと見込まれるとき」に該当するか否かが問題とされました。

この問題に対して、「残余財産がないと見込まれるとき」の判定は、清算を前提とした場合に、残余財産の分配が見込まれるかを判定するものであると解され、債務超過の状態にあるときに限らず、残余財産が零となる（すなわち、債務超過の状態にない）場合であっても、法人税法第 59 条第 4 項を適用し、期限切れ欠損金額を基礎として計算した金額に相当する金額を損金に算入することができるとしています。

<sup>10</sup> 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

(1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額

(2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額

(3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

(4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー 浅川 和仁	マネージング・ディレクター 鬼頭 朱実
ディレクター 荒井 優美子	ディレクター 朝倉 雅彦

### 過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

### ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

### e-learningのご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 149 カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.